



鳥取県公報

平成 23 年 12 月 26 日(月)
第 8 3 5 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗の新設の届出 (748) (経済通商総室) 2
	保安林の指定の解除予定 (749) (森林・林業総室) 3
	土地改良区の役員の退任 (750) (八頭総合事務所農林局) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (751) (西部総合事務所県民局) 4
◇ 選管告示	政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出 (89) 4
	政治団体の収支に関する報告書の要旨 (90) 5
	政治団体の解散の届出 (91) 5
◇ 教委告示	平成24年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項 (24) (高等学校課) 6
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (景観まちづくり課) 7

告 示

鳥取県告示第748号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゴダイドラッグ智頭店
八頭郡智頭町大字市瀬1533
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
ゴダイ株式会社 代表取締役 浦上 晃之
兵庫県姫路市駅前町268
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ゴダイ株式会社 代表取締役 浦上 晃之
兵庫県姫路市駅前町268
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年7月31日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,299平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 50台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 37台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 面積 28平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 容量 7.5立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 2か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

平成23年11月30日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成23年12月26日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭総合事務所県民局

八頭郡智頭町大字智頭2072-1 智頭町企画課

11 意見書の提出

智頭町の区域内に居住する者、智頭町において事業活動を行う者、智頭町の区域をその地区とする商工会その他の智頭町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第749号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町上地字森谷848の3

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

鳥取県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり郡家土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年12月26日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理 事 前 田 良 明 八頭郡八頭町市場296-2

平成23年12月13日退任

鳥取県告示第751号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年2月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年12月26日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成23年12月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人本の学校

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

永井 伸和

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市新開二丁目3-10

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、著者から読者に至る人々に対して、読書活動の推進や、言葉・文字文化及び出版文化と、その産業の振興を図り、それを支える人々の学びの場を提供する事業を行い、読者と書店の視点に立って知の地域づくりと地域文化の創造と発展に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第89号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項前段の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成23年12月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県支部連合会	会計責任者の氏名	横山 隆義	伊藤 美都夫	平成23年11月7日	政党の支部
佐々木敬敏後援会	代表者の氏名	佐々木 元	佐々木 徳明	平成23年11月2日	その他の政治団体
松本昭夫後援会	〃	中村 和雄	加藤 隆彦	〃	〃
鳥取から変えよう県民の会	主たる事務所の所在地	鳥取市賀露町128-2	鳥取市富安二丁目75	平成23年11月7日	〃
鳥取県商工政治連盟	会計責任者の氏名	川口 正男	中西 重康	平成23年11月8日	〃
石谷政輝後援会	〃	石谷 潤	武地 修	平成23年11月21日	〃
山田延孝後援会	代表者の氏名	岸本 吉人	藤縄 哲夫	平成23年11月22日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年12月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

◎政党の支部

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日

政治団体の名称 自由民主党鹿野町支部

報告年月日 平成23年2月18日

- 1 収入総額 141,079円
 前年繰越額 122,636円
 本年收入額 18,443円
- 2 支出総額 0円
- 3 翌年への繰越額 141,079円
- 4 本年收入の内訳
 個人の党費・会費 6人 18,000円
 その他の収入 443円
 一件10万円未満のもの 443円

期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日

政治団体の名称 自由民主党大栄町支部

報告年月日 平成23年2月4日

- 1 収入総額 101,915円
 前年繰越額 21,731円
 本年收入額 80,184円
- 2 支出総額 74,135円
- 3 翌年への繰越額 27,780円
- 4 本年收入の内訳
 個人の党費・会費 5人 3,150円
 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
 60,000円
 自由民主党鳥取県第二選挙区支部 60,000円
 その他の収入 17,034円

一件10万円未満のもの 17,034円

5 支出の内訳

政治活動費 74,135円

組織活動費 74,135円

◎資金管理団体

期間 平成22年1月1日～平成22年12月31日

政治団体の名称 高志会

資金管理団体の届出をした者の氏名 大平 高志

資金管理団体の届出に係る公職の種類 琴浦町議会議員

報告年月日 平成23年11月17日

- 1 収入総額 380,335円
 前年繰越額 1,335円
 本年收入額 379,000円
- 2 支出総額 39,000円
- 3 翌年への繰越額 341,335円
- 4 本年收入の内訳
 個人の党費・会費 126人 189,000円
 寄附 190,000円
 政党匿名寄附を除く寄附 190,000円
 個人分 190,000円
- 5 支出の内訳
 経常経費 39,000円
 事務所費 39,000円
- 6 寄附の内訳
 (個人分)
 年間5万円以下のもの 190,000円

鳥取県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年12月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
岡田浩四郎後援会	安富 岑生	上田 昭洋	鳥取市鹿野町鹿野1002	平成23年12月6日	その他の政治団体
安田なおゆき後援会	小谷 輝泰	安田 文明	西伯郡伯耆町大殿1024-15	平成23年12月13日	〃

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第24号

平成24年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成23年12月26日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

平成24年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	70人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町1	50人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）を貼り付けたもの

(イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

イ 各募集高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成24年4月3日（火）から同月5日（木）までとする。ただし、書留郵便（簡易書留とすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによる場合は、同月4日（水）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後4時まで

(4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。

5 学力検査の日時等

(1) 日時

平成24年4月10日（火）午前9時から（午前8時30分までに集合すること。）

(2) 場所

各募集高等学校

(3) 学力検査の教科

国語（国語総合、現代文及び古典）、数学（数学Ⅰ・数学A及び数学Ⅱ・数学B）及び英語（英語Ⅰ及び英語Ⅱ）とする。

なお、平成17年3月以前に高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者その他の旧教育課程の履修者についての移行措置は、実施しない。

6 合格者の発表

平成24年4月12日（木）正午に各募集高等学校において合格者の受検番号を掲示する。

7 入学者選抜の結果の開示

入学者選抜の結果については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、本人が確認できるものを持参の上、受検者本人が直接各募集高等学校へ請求すること。

(1) 開示請求ができる期間

平成24年4月12日（木）から同年5月11日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、平成24年4月12日の受付時間は、午後1時から午後4時までとする。

(2) 開示する場所

各募集高等学校

8 注意事項

(1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

(2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。

9 参考事項

(1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。

国語、数学、外国語（英語）、理科、地理歴史、公民及び保健体育

(2) 専攻科の修業年限は、1年とする。

(3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、各募集高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 2・2・114号桂木公園

鳥取都市計画道路 3・4・22号江津1号線

鳥取都市計画土地区画整理事業 江津土地区画整理事業

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）